

重 要

※ 貸与が終了するまで大切に保管してください。

奨 学 生 の し お り

[令和8年度版]

公益財団法人 鹿児島県育英財団

設 立 趣 意 書

近代日本のあけぼのを告げた明治より数え、本年はまさに百年めにあたります。

この記念すべき年にあたり、維新回天の事業に主役を演じたわが郷土の先賢たちの偉大な業績をしのぶとともに、その卓越した精神を新しい時代に即応して振り起こし、もって本県の振興を図り、民主日本の発展に寄与しなければなりません。そのためには、人づくり一特に日本の将来を担う青少年の育成を中心とした有意義な事業が必要であります。

このたび、明治百年記念事業の一環として育英財団を設立し、現在県が実施している各種育英事業を総合し、その有機的な運営を図るとともに、国内外留学助成、研究助成等の内容をも拡充強化して才幹豊かな人材を育成し、もって郷土、国家の発展に貢献しようとするものであります。

なお、この財団は、県の出資金により 1 億円の基金造成を行いますが、また、広く一般の協力も得て、事業の充実強化を図るつもりであります。

昭和43年 5 月

も く じ

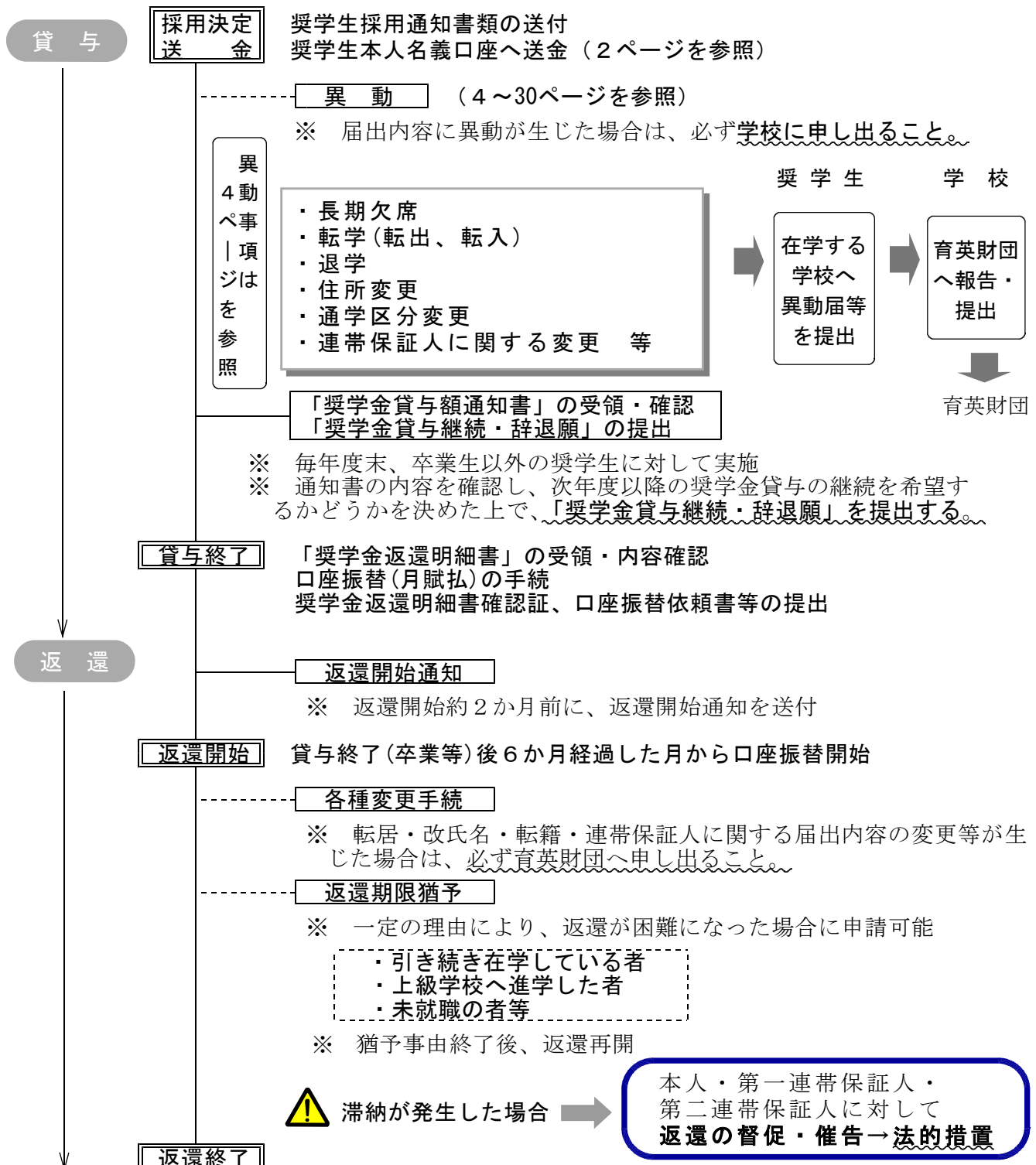
○ 奨学生の皆さんへ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○ 奨学金の貸与・・・・・・・・・・・・・・・・	2～3
○ 奨学金の返還・・・・・・・・・・・・・・・・	3
○ 各種手続について・・・・・・・・・・・・・・・・	4
○ 各種様式等・・・・・・・・・・・・・・・・	5～30
・ 異動届（第4号様式）・・・・・・・・	5
・ 奨学金振込口座届　・・・・・・・・	6
・ 転学奨学金継続願　・・・・・・・・	7
・ 連帯保証人変更届　・・・・・・・・	8
・ 異動届（第4号様式）記入例1～20	9～28
・ 転学奨学金継続願記入例	29
・ 連帯保証人変更届記入例	30
○ 公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程	31～41
○ 奨学金受領記録・・・・・・・・	42

- ◆ 奨学金は給付ではなく、**貸 与**するものです。
- ◆ 貸与終了後は、必ず**返 還**しなければなりません。
- ◆ 返還金は、後輩達の奨学金となる**大切な資金**です。

奨学生の皆さんへ

あなたは、多くの希望者の中から選ばれて鹿児島県育英財団の奨学生となり、奨学金の貸与を受けることになりました。
 あなたがこの制度にふさわしい教養と良識ある人物となり、社会のため貢献できるよう努力されることを期待しています。
 あなたはこの責任を自覚して、いかなる困難にもくじけず、学業に励み、常に学生・生徒の模範となり、心身共に健康で明るい生活を送るよう心掛けてください。

【採用決定後の流れ】



奨 学 金 の 貸 与

1 奨学生番号

奨学生番号は、返還が完了するまで使用することとなる。
提出すべき書類には、氏名だけでなく奨学生番号（7桁の番号）を必ず記入すること。

2 学校との連絡

奨学金についての諸手続及び問合せ等は全て、在学する学校を通じて行うことになっているので、提出すべき書類等は遅れのないようにすること。

3 貸与の期間及び月額

貸与期間は、貸与を決定した月から、在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。
なお、貸与の月額は32ページの奨学金貸与規程第4条第2項を参照のこと。

4 奨学金の交付

奨学金は、奨学生本人名義の口座に3か月ごとにまとめて振り込む。

【交付予定日】

該 当 月	初 年 度		次年度以降
	予約採用	在学採用	
4月～ 6月分	5月末	7月末	5月10日
7月～ 9月分	7月10日		7月10日
10月～ 12月分	10月10日	10月10日	10月10日
1月～ 3月分	1月10日	1月10日	1月10日

※土・日及び祝日の場合は前営業日

5 奨学金貸与中の手続

- (1)「異動届（第4号様式）」の提出
届出内容に変更（住所や氏名変更等）や、下記6に記載した異動等（休学・転学・通学区分変更・退学・辞退等）が生じた場合は、「異動届（第4号様式）」により、在学する学校の長を経て速やかに届け出ること。
- (2)「奨学金貸与額通知書」の確認
年度末に、卒業生以外の奨学生に対して「奨学金貸与額通知書」を配布するので、記載されている奨学金貸与済額や卒業までの貸与予定総額、貸与終了後の返還月額・回数等を確認すること。
- (3)「奨学金貸与継続・辞退願」の提出
(2)の内容を確認し、保護者や連帯保証人と今後の奨学金貸与の必要性や、卒業後の奨学金返還方法等について話し合い、次年度からの奨学金貸与を継続するかどうか決めた上で提出すること。

6 貸与の休止、取消し又は復活

奨学生は、奨学金貸与の休止、取消しの事由に該当する場合や、奨学金の貸与を復活しようとする場合は、「異動届」により、在学する学校の長を経て速やかに届け出なければならない。

- (1) 休止
次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸与を休止する。
 - ・ 休学したとき
 - ・ 転学(転出)又は転籍したとき
 - ・ 3か月以上欠席又は欠席するとき
(病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、在学する学校の長が成業の見込みがあると認める場合を除く。)
 - ・ 停学したとき
 - ・ 原級留置(留年)又は留学するとき
 - ・ 休止の申出があったとき
 - ・ 奨学生として適当でない事実があったとき

※ 奨学金貸与の休止期間は、貸与を休止すべき事実の発生又は判明した日の翌月(月の初日から事実の発生したものはその月)から、終了したと確認できた日の属する月までとする。

※ 単位制高等学校等においては、当財団が定める年間修得単位数(14単位)を修得しなければ原級留置と同様の扱いとする。

(2) 復活

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸与を復活する。

- ・ 復学したとき
- ・ 転学(転入)したとき
- ・ 原級留置(留年)から進級したとき
- ・ 奨学金の貸与を休止された者が、その事由に該当しなくなったとき

(3) 取消し

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸与を取り消す。

- ・ 奨学金貸与規程第3条(31～32ページ参照)に規定する資格に該当しなくなったとき
- ・ 退学したとき
- ・ 学業成績又は性行が不良となったとき
- ・ 卒業の見込みがないとき
- ・ 奨学金の貸与を辞退したとき
- ・ 在学する学校の正規の修学期間満了前に卒業したとき
- ・ 奨学生が死亡したとき
- ・ 奨学金の貸与を取り消す必要があると理事長が認めたとき

奨 学 金 の 返 還

1 返還義務

奨学金の貸与終了後は、あなたに返還の義務が生じることとなる。

返還された奨学金は、後輩の奨学金として貸し付けるための大切な財源となるので、必ず期日までに返還すること。

2 連帯保証人の責務

連帯保証人は、本人と連帯して弁済の責を負うものである。

したがって、奨学生が返還をしない場合や、所在不明などの理由で返還できない場合は、連帯保証人が弁済する責を負うことになり、連帯保証人へ督促(文書、架電、訪問、法的措置等)することとなるので、あらかじめ返還について関係者間で話し合っておく必要がある。

なお、連帯保証人は、保証能力のある成年者(自己破産者(免責になった者も含む。))及び再生債務者は不可)とし、いつでも本人と連絡できる者でなければならない。

3 返還開始時期及び方法等

(1) 奨学金の貸与終了後、6か月を経過した月から返還が開始する。

(2) 奨学金の返還方法は、口座引落による月賦返還とする。

(3) 上級学校に進学するなど、返還が困難な場合は、自己申請により返還期限を猶予することができる。

※ 詳しくは、貸与終了時に配布される「返還のてびき」を参照すること。

各 種 手 続 に つ い て

次の異動事項が生じた場合は、在学する学校の長を経て異動届を提出すること。
(所定の様式は5～8ページ、記入例は9～30ページを参照)

区 分	異 動 事 項	異 動 内 容	添 付 書 類 等	記入例 掲載ページ
休 止	休 学	休学したとき		9
	転 学 (転 出)	他校又は同じ学校の他の課程へ転出するとき ※ 転入先に貸与を引き継がない場合は、 「取消し (辞 退) 」を届け出る。	転学奨学金継続願 (P7) ※(1) 《転入先に貸与を引き 継ぐとき》	10
	長 期 欠 席	3か月以上の長期欠席となったとき又はその 見込みがあるとき		11
	原 級 留 置	留年するとき (復学後、留年するとき及び転 学 (転 入) 後、留年するときを含む。)		12
	留 学	在学する学校と単位の互換制度がない学校 へ留学するとき		13
復 活	復 学	休学していたが、復学するとき		14
	転 学 (転 入)	他校又は同じ学校の他の課程から転入し、 貸与継続を希望するとき	転学奨学金継続願 (P7) ※(1)	15
	原級留置から進級	原級留置から進級したとき		16
	休 止 の 解 除	奨学金休止の事由に該当しなくなったとき		17
取 消 し	資 格 喪 失	保護者が県外へ転居したとき 貸与期間が満了したとき		18
	退 学	退学したとき		19
	不 適 格	学業成績又は性行が不良並びに奨学生とし て適当でない事実があったとき		—
	辞 退	奨学金の貸与を辞退するとき		20
	死 亡	奨学生が死亡したとき		—
	卒 業	育英財団が規定する標準修業年限前の卒業 (通信制、定時制、専攻科等)		21
届 出 事 項 の 変 更	通学区分変更	自宅通学から自宅外通学、又は自宅外通学 から自宅通学になったとき (「 自宅 」 とは、 父母等と同居し通学している場合をいう。)		22
	住 所 変 更	転居したが、通学区分の変更がないとき		23、24
	氏 名 変 更	戸籍上の氏名が変わったとき	奨学金振込口座届 (P6) 《奨学生の氏名を変更 したときのみ》	24
	振込口座変更	奨学金の振込先を変更するとき 奨学生の氏名を変更したとき	奨学金振込口座届 (P6)	24
	連帯保証人に関する変更	連帯保証人に関する届出内容を変更するとき	連帯保証人変更届等 (P8) ※(2)	25
そ の 他	振 込 保 留	異動 (転学・退学・通学区分変更等) が見込まれるとき 書類提出等、必要な手続きを行っていないとき等		26、28
	振込保留解除	振込保留の事由が解消したとき		27

※(1) 転学 (継続貸与) の場合

転出校：「異動届 (休止) 」及び「転学奨学金継続願」を提出する。

転入校：「異動届 (復活) 」を提出する。

(注) 「転学奨学金継続願」は、転出校→転入校→育英財団の順に、各学校で手続きをしてもらうこと。

※(2) 連帯保証人変更については、印鑑登録証明書の添付が必要となる。

送金日が近い場合に、届出が遅れると、振込超過による返納が生じるなど、手続きが複雑になる
るので、速やかに届け出るよう特に注意してください。

第4号様式

異 動 届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】 してくださる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号		学 年	年	奨学生氏名		印
異 動 事 項						
異動年月日	年 月 日					
異動事項の 内容(理由)	通学区分変更の場合(○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒				
	電 話 番 号	— —		携 帯 電 話 番 号	— —	
保 護 者	氏 名	印			続 柄	
	住 所	〒				
	電 話 番 号	— —		携 帯 電 話 番 号	— —	
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 _____

印

学 校 長 名 _____

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

奨 学 金 振 込 口 座 届

奨学生氏名 (口座名義人)	フリガナ		
振込先	鹿児島銀行		支 店 出張所 代理店
預金種別	普通預金	口座番号	
確認事項	※口座開設日及び直近の取引日(入出金)を確認後、 ☒ を記入してください。 ☐ 上記口座は、口座開設日又は、直近の取引日(入出金)が 2年以内 であることを確認しました。		
	(留意事項) 口座開設後、 <u>2年間口座の利用がない場合、口座が自動解約</u> されることがあり、送金ができなくなります。 直近の取引(入出金)がない場合は、利用可能口座であるか、確認の上、届け出てください。		

通帳・キャッシュカードの写し貼付欄

金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義の記載されている
預金通帳の写し、またはキャッシュカードの写しを貼り付けてください。

※キャッシュカードが未発行の場合

鹿児島銀行が発行する上記口座が確認できる書類を貼り付けてください。

(口座番号通知表など)

* 御記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

転学奨学金継続願

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

年 月 日

奨学生番号 _____

奨学生氏名 _____ (印)

転学後の
奨学生住所 _____

保護者氏名 _____ (印)

私は、転入先学校においても奨学金を必要としますので、引き続き貸与をお願いします。

	学 校 名	学科名	転出・転入年月日	学年	貸与月額
転出校		科	年 月 日		円
転入校		科	年 月 日		円

継続を希望する理由及び転入先での学習等目標（具体的に記入してください。）

転学により本校から _____ 年 月 日に転出したことを証明します。

年 月 日

〔転出校〕

学 校 名 _____

学校長名 _____ (印)

転学により本校へ _____ 年 月 日に転入し、卒業予定年月日は _____ 年 月 日
であることを証明します。

また、転入後も貴財団の奨学金を引き続き貸与することを適当と認めます。

年 月 日

〔転入校〕

学 校 名 _____

学校長名 _____ (印)

※ 転学については、転出時に奨学金を「休止」し、継続して奨学金貸与を希望する場合は、転入後「復活」の手続きをとる必要があります。別途「異動届」を提出してください。

※ 転学奨学金継続願の提出順は、転出校→転入校→育英財団です。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

〔参考〕 貸与月額：公立自宅通学 18,000 円 公立自宅外通学 23,000 円
私立自宅通学 30,000 円 私立自宅外通学 35,000 円

連帯保証人変更届

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、下記のとおり連帯保証人を変更しますので、お届けします。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人（自署）	奨学生番号	第 号	出身学校名	
	現住所	〒()		
	電話番号	() -	携帯電話	() -
	氏名	⑩		
	勤務先名		職業	
	※今回変更する連帯保証人を○で囲んでください。（第一連帯保証人・第二連帯保証人）			

連帯保証誓約書

年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

私は、上記奨学生が貴財団から貸与を受けた奨学金の返還債務について連帯保証します。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

新連帯保証人（自署）	本籍		筆頭者名	
	現住所	〒()		
	電話番号	() -	携帯電話	() -
	フリガナ			
	氏名	実印 (本人との続柄)		
	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
	勤務先名		職業	
	勤務先電話番号	() -		

旧連帯保証人氏名 ()

旧連帯保証人住所 [〒 -]

変更の事由 ()

※ 旧連帯保証人氏名、住所、及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、旧連帯保証人が死亡している場合等は、奨学生本人が自署すること。

- (注1) 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑で押印すること。
- (注2) 変更する第一・第二連帯保証人の押印は実印によるものとし、いずれも本誓約書作成の3ヶ月前以降に発行された印鑑登録証明書添付すること。
- (注3) 第一連帯保証人は、原則として保護者（親権者）とする。ただし、保護者等がいない場合は、兄弟又はこれらの者にかわる者も可とする。
また、第二連帯保証人は、奨学生本人及び第一連帯保証人と別生計の者とする。
- (注4) 上記(注3)に該当する者であっても、以下の者は、新たな連帯保証人としてすることができない。
- ① 保証能力のない者
 - ② 制限行為能力者（未成年者、未成年被後見人、被後見人、被保佐人、被補助人）
 - ③ 過去に破産手続きにより免責決定を受けた者又は現に破産手続中の者（代理人受任中の者を含む）
 - ④ 過去に再生手続きに係る認可決定を受けた者又は現に再生手続中の者（代理人受任中の者を含む）

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
 【(休止) 復活・取消し・届出事項の変更・その他 ()】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	(財団)
異 動 事 項	休 学						
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日						
異動事項の 内容(理由)	病気による入院治療のため 等 (休学期間:令和○年△月□日～○年△月) 通学区分変更の場合(○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])						
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1					
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		(財団)	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1 ↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。					
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名						
	転入先学校住所	〒					
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎 (印)

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 **休止** 復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX	学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異 動 事 項	転 学（転 出）					
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日					
異動事項の 内容(理由)	進路変更のため 家庭の事情のため 同じ学校の他の課程へ転出 等 通学区分変更の場合（○で囲む） 自宅・自宅外（寮・下宿・その他 []）					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		財団	続 柄	父
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1 ↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名	△△△立□□高等学校 ☆☆課程				
	転入先学校住所	〒000-0000 〇〇市〇〇町20-2				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有・無 ↑ どちらかに○ 希望有りの場合は、この「異動届（休止）」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届（復活）」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届（取消し）」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【(休止) 復活・取消し・届出事項の変更・その他 ()】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 (財団)	
異 動 事 項	長期欠席						
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日						
異動事項の	□月□日から3か月以上にわたる長期欠席のため(または見込まれるため)						
内容(理由)	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨学生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1					
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎 (財団)			続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1					↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合	転入先学校名						
	転入先学校住所	〒					
	転入後の貸与継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 **休止** 復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		財団
異 動 事 項	原級留置 / 転学(転入)後 / 原級留置 / 復学後、原級留置 / 単位不足							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の	必要な単位を修得できなかったため 等							
内容(理由)	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			財団	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転学の場合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【(休止) 復活・取消し・届出事項の変更・その他 ()】して下さる
ようお届けします。

↑ 該当する事項を () で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎 (財団)	
異 動 事 項	留 学						
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日						
異動事項の 内容(理由)	単位の互換制度がない学校へ留学するため 等 (留学期間: 令和○年△月□日～○年△月)						
	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1			※留学先の住所がわかっている場合は その住所を記入。		
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎 (財団)			続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。		
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名						
	転入先学校住所	〒					
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎 (印)

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑該当する事項を○で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異動事項	復学 ※ 復学後原級留置の場合は、12ページ参照					
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日					
異動事項の 内容(理由)	病気療養による入院のため休学していたが、退院し通学可能となったため 等					
	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨学生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携帯電話番号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		財団	続 柄	父
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
 【 休止・**復活** 取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		(財団)
異 動 事 項	転 学 (転 入) ※ 転学(転入)後原級留置の場合は、12ページ参照							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の 内容(理由)	転入後(または課程変更後)も引き続き奨学金貸与を希望するため 等							
	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮 ・ 下宿 ・ その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			(財団)	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名	△△△立□□高等学校 ☆☆課程						
	転入先学校住所	〒000-0000 ○○市○○町20-2						
	転入後の貸与 継続希望の有無	(有) ・ 無 ↑ どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

※同一校

学 校 名 公益財団高校

学 校 長 名 公益 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】して下さる
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		財団
異 動 事 項	原級留置から進級 / 必要単位修得							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の	必要な単位を修得できたため 等							
内容(理由)	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			財団	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××			
転学の場合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎



- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異 動 事 項	貸与休止の解除					
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日					
異動事項の	長期欠席の解消 等					
内容(理由)	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨学生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		財団	続 柄	父
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日
↑ 記入した日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活 **取消し**・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		財団
異 動 事 項	資格喪失 ※ 両親が鹿児島県外へ転居し、本人が学生寮等に残る場合も該当。							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の 内容(理由)	転勤に伴い、両親が県外へ転居することになったため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮 ・ 下宿 ・ その他 [])							
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			財団印	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ◇◇県◇◇市○○○2丁目10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	△△△ - 333 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎 印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
 【 休止・復活・**取消し**・届出事項の変更・その他（ ） 】して下さる
 ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	(財団)
異 動 事 項	退 学						
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日						
異動事項の 内容(理由)	進路変更のため / 家庭の事情のため 等						
	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1					
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎		(財団)	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1		↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名						
	転入先学校住所	〒					
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎 (印)

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		財団
異 動 事 項	辞 退							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の 内容(理由)	家計状況が好転したため / 転学に伴い奨学金を辞退するため 等							
	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			財団	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名	〇〇〇立△△高等学校 ☆☆課程						
	転入先学校住所	〒 000-0000 〇〇市〇〇町20-2						
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ <u>無</u> ↑ どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・**取消し**・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX	学 年	3 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異 動 事 項	卒業 ※ 修業年限終了前に卒業する場合にのみ提出する。(単位制・通信制高校, 専攻科等)					
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日					
異動事項の 内容(理由)	修業年限終了前に卒業することになったため 等 通学区分変更の場合 (○で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××		
保 護 者	氏 名	財団 育郎		財団	続 柄	父
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1 ↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。				
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××		
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑ どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異 動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。

※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。

※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。

※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。

※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学 年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		(財団)
異 動 事 項	通学区分変更							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の 内容(理由)	退寮し、自宅に転居したため 等							
	通学区分変更の場合(○で囲む)		(自宅)・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			(財団)	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		財団
異 動 事 項	住所変更							
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の	転居したため 等 ※ 保護者が県内に居住する場合に限る。							
内容(理由)	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町1234						
	電 話 番 号	099 - 223 - ××××		携帯電話番号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎			財団	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町1234			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 223 - ××××		携帯電話番号	090 - 5678 - ××××			
転学の場合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださる
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	桜島 太郎(旧姓:財団)		桜島
異 動 事 項	住所変更/氏名変更/振込口座変更					※ 奨学生氏名変更の場合、奨学金振込口座届添付が必要。		
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の 内容(理由)	両親が離婚し、住所と姓が変わったため 等							
	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇〇2-111-1						
	電 話 番 号	099 - 224 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	桜島 美子			続 柄	母		
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇〇2-111-1		↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。				
	電 話 番 号	099 - 224 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 4321 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ ） 】してくださ
ようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎		財団
異 動 事 項	連帯保証人に関する変更				※ 連帯保証人変更届等の添付が必要。			
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日							
異動事項の 内容(理由)	第一連帯保証人死亡のため、新第一連帯保証人へ変更 等							
	通学区分変更の場合 (○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1						
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 美子			財団	続 柄	母	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1			↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××		携 帯 電 話 番 号	090 - 4321 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名							
	転入先学校住所	〒						
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○		希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異動届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ 振込保留 ） 】して下さるようお届けします。

↑ 該当する事項を で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	財団
異動事項	振込保留 ※ 退学や転学等異動が確定した場合は、「異動届」により届け出ること。					
異動年月日	令和 〇 年 △ 月 □ 日					
異動事項の内容(理由)	進路変更による退学を予定している 通学区分変更を予定しているため 等					
	通学区分変更の場合(〇で囲む) 自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])					
奨学生	住所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××	携帯電話番号	090 - 1234 - ××××		
保護者	氏名	財団 育郎		財団	続柄	父
	住所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電話番号	099 - 222 - ××××	携帯電話番号	090 - 5678 - ××××		
転学の場合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与継続希望の有無	有・無 ↑どちらかに〇	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について

【 休止・復活・取消し・届出事項の変更 (その他) (振込保留解除) 】して下さるようお届けします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXX		学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	(財団)
異 動 事 項	振込保留解除		※ 振込保留の事由が解消した場合に提出する。				
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日						
異動事項の 内容(理由)	進路変更による退学を予定していたが、今後も○○高校で勉学に励むため 等						
	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])				
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1					
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - ××××			
保 護 者	氏 名	財団 育郎		(財団)	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 ○○○市○○町10-1		↑ 奨学生の印影と異なる印章を押印すること。			
	電 話 番 号	099 - 222 - ××××	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - ××××			
転 学 の 場 合	転入先学校名						
	転入先学校住所	〒					
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。				

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。

※ 鉛筆や消せるボールペン(フリクションペン等)での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。

※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。

※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。

※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑ 記入した日

下記により、私が貸与を受けている奨学金について
【 休止・復活・取消し・届出事項の変更・その他（ 振込保留 ） 】して下さる
ようお願いします。

↑ 該当する事項を ○ で囲む

記

奨学生番号	3XXXXXXXX	学年	2 年	奨学生氏名	財団 太郎	印
異 動 事 項	振込保留					
異動年月日	令和 ○ 年 △ 月 □ 日					
異動事項の 内容(理由)	退学を予定しているが、本人から異動届がまだ提出されていないため 等					
	通学区分変更の場合(○で囲む)		自宅・自宅外 (寮・下宿・その他 [])			
奨 学 生	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - XXXX	携 帯 電 話 番 号	090 - 1234 - XXXX		
保 護 者	氏 名	財団 育郎	印	続 柄	父	
	住 所	〒 000-0000 〇〇〇市〇〇町10-1				
	電 話 番 号	099 - 222 - XXXX	携 帯 電 話 番 号	090 - 5678 - XXXX		
転 学 の 場 合	転入先学校名					
	転入先学校住所	〒				
	転入後の貸与 継続希望の有無	有 ・ 無 ↑どちらかに○	希望有りの場合は、この「異動届(休止)」及び「転学奨学金継続願」を転出校へ提出し、転入校へ別途「異動届(復活)」を提出する。希望無しの場合は、この「異動届(取消し)」により辞退を届ける。			

上記のとおり異動がありましたので、報告します。

学 校 名 育英財団高校

学 校 長 名 育英 一郎

印

- ※ 異動事項は、休学、転学、復学、原級留置、資格喪失、退学、辞退、通学区分変更、氏名変更等を記入してください。
- ※ 鉛筆や消せるボールペン（フリクションペン等）での記入や、シャチハタ等での押印は認められません。
- ※ 氏名変更の場合は、「奨学金振込口座届」の添付が必要です。
- ※ 連帯保証人に関する届出事項の変更がある場合は、「連帯保証人変更届」と新たに連帯保証人となる方の「印鑑登録証明書」の添付が必要です。
- ※ 辞退、資格喪失等で返還期限猶予を希望する場合は、別途手続きが必要となります。
- ※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

※鉛筆や消せるペン(フリクションペン等)での記入やシャチハタ等での押印は認められません。

記入例

転学奨学金継続願

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

令和 年 月 日
↑記入した日

本人記入欄	奨学生番号	3XXXXXXX
	奨学生氏名	財団 太郎 (財団)
	転学後の 奨学生住所	〇〇〇市〇〇町10-1
保護者記入欄	保護者氏名	財団 育郎 (財団)

私は、転入先学校においても奨学金を必要としますので、引き続き貸与をお願いします。

本人記入欄

	学 校 名	学科名	転出・転入年月日	学年	貸与月額
転出校	育英財団高校	普通 科	令和 〇年 3月 31日	1	18,000円
転入校	公益財団高校	普通 科	令和 〇年 4月 1日	2	30,000円

継続を希望する理由及び転入先での学習等目標（具体的に記入してください。）

（具体的に記入）転学後も学費の支弁が困難であるため、引き続き奨学金の貸与を希望します。

転入先の高校では、卒業後の大学進学を目標に勉学に励みたいと思います。

転出校記入欄

転学により本校から令和 〇年 3月 31日に転出したことを証明します。

令和 〇年 〇月 〇日

〔転出校〕

学 校 名 育英財団高校

学校長名 育英 一郎 (印)

転入校記入欄

転学により本校へ令和 〇年 4月 1日に転入し、卒業予定年月日は令和 〇年 3月 31日であることを証明します。
また、転入後も貴財団の奨学金を引き続き貸与することを適当と認めます。

令和 〇年 〇月 〇日

〔転入校〕

学 校 名 公益財団高校

学校長名 公益 次郎 (印)

※ 転学については、転出時に奨学金を「休止」し、継続して奨学金貸与を希望する場合は、転入後「復活」の手続きをとる必要があります。別途「異動届」を提出してください。

※ 転学奨学金継続願の提出順は、転出校→転入校→育英財団です。

※ ご記入いただいた情報は、奨学金以外の目的には利用されません。

〔参考〕 貸与月額：公立自宅通学 18,000円 公立自宅外通学 23,000円
私立自宅通学 30,000円 私立自宅外通学 35,000円

※鉛筆や消せるペン(フリクションペン等)での記入やシャチハタ等での押印は認められません。

連帯保証人変更届

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑記入した日

私は、下記のとおり連帯保証人を変更しますので、お届けします。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

本人(自署)	奨学生番号	第 3XXXXXX 号	出身学校名	育英財団高校
	現住所	〒(000 - 0000) 〇〇〇市〇〇町10-1 現在貸与中の場合は在学名		
	電話番号	(099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	携帯電話	(090) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	氏名	財 団 太 郎 (財団印)		
	勤務先名	高等学校在学中	職 業	高校生
	※今回変更する連帯保証人を○で囲んでください。((第一連帯保証人) ・ 第二連帯保証人)			

連帯保証誓約書

令和 年 月 日

公益財団法人鹿児島県育英財団理事長 殿

↑記入した日

私は、上記奨学生が貴財団から貸与を受けた奨学金の返還債務について連帯保証します。

また、貴財団が奨学金の返還業務等のために必要がある場合は、住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に調査を行い、当該調査等の依頼を受けた者が当該調査等に回答することに同意します。

新連帯保証人(自署)	本 籍	〇〇〇市〇〇町10-1	筆頭者名	財 団 美 子
	現住所	〒(000 - 0000) 〇〇〇市〇〇町10-1		
	電話番号	(099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇	携帯電話	(090) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	フリガナ	ザイダン ヨシコ		
	氏 名	財 団 美 子 (本人との続柄) 母 (財団印)		
	生 年 月 日	大正・昭和・平成 〇 年 〇 月 〇 日		
	勤務先名	〇〇商事株式会社	職 業	会社員
勤務先電話番号		(099) 〇〇〇 - 〇〇〇〇		

旧連帯保証人氏名 (育 英 春 男)

旧連帯保証人住所 (〒 000 - 0000
〇〇〇市〇〇町10-1)

変 更 の 事 由 (旧第一連帯保証人が破産のため)

※ 旧連帯保証人氏名、住所、及び変更の事由は、旧連帯保証人本人が自署すること。
ただし、旧連帯保証人が死亡している場合等は、奨学生本人が自署すること。

- (注1) 署名は必ず各自で行い、それぞれ異なる印鑑で押印すること。
- (注2) 変更する第一・第二連帯保証人の押印は実印によるものとし、いずれも本誓約書作成の3ヶ月前以降に発行された印鑑登録証明書添付すること。
- (注3) 第一連帯保証人は、原則として保護者(親権者)とする。ただし、保護者等がない場合は、兄弟又はこれらの者にかわる者も可とする。
また、第二連帯保証人は、奨学生本人及び第一連帯保証人と別生計の者とすること。
- (注4) 上記(注3)に該当する者であっても、以下の者は、新たな連帯保証人としてすることができない。
- ① 保証能力のない者
 - ② 制限行為能力者(未成年者、未成年被後見人、被後見人、被保佐人、被補助人)
 - ③ 過去に破産手続きにより免責決定を受けた者又は現に破産手続中の者(代理人受任中の者を含む)
 - ④ 過去に再生手続きに係る認可決定を受けた者又は現に再生手続中の者(代理人受任中の者を含む)

公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団が貸与する学資金（以下「奨学金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学金
- (2) 高等学校再編整備特別奨学金
- (3) 短期大学奨学金
- (4) 大学奨学金
- (5) 産業教育振興奨学金
- (6) 交通遺児等奨学金

(奨学金の貸与を受けることができる者の資格)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、鹿児島県内に生活の本拠を有する者の子等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校奨学生

ア 学力及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校（高等課程に限る。）（以下「高等学校等」という。）における修学が困難な者

イ 勉学意欲があつて、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって高等学校及び中等教育学校の後期課程における修学が困難である者

- (2) 高等学校再編整備特別奨学生

別表右欄に掲げる区域内の中学校又は義務教育学校から左欄に掲げる高等学校に進学した者のうち、自宅から当該高等学校に通学することが困難なため、当該高等学校への進学に伴って保護者（原則、親権者又は後見人をいう。以下同じ。）と別居し、かつ、経済的理由によって高等学校における修学が困難である者

- (3) 短期大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって短期大学又は専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）における修学が困難である者

- (4) 大学奨学生

学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって大学（大学院及び短期大学を除く。以下同じ。）における修学が困難である者

- (5) 産業教育振興奨学生

高等学校の専門に関する学科に在籍した者で、学力及び人物が特に優れているにもかかわらず、経済的理由によって専門的技術等の伸長を図る大学における修学が困難である者

(6) 交通遺児等奨学生

保護者が道路等における交通事故で死亡，負傷のため著しい後遺障害があつて働けなくなった家庭の子等で，学力及び人物が優れているにもかかわらず，経済的理由によって高等学校等並びに，大学，短期大学及び専修学校（修業年限が2年以上の専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）における修学が困難である者

（貸与の期間及び金額）

第4条 奨学金を貸与する期間は，貸与を決定した月から，貸与を受けている者が在学する学校の正規の修学期間を終了する月までとする。

2 前項の期間中貸与する奨学金の月額，前条各号の資格に応じ，奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）について，次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げる額とする。

区 分		貸与月額	
高等学校奨学生	国公立	自宅通学	18,000円
		自宅外通学	23,000円
	私立	自宅通学	30,000円
		自宅外通学	35,000円
高等学校再編整備特別奨学生	公立	自宅外通学	23,000円
短期大学奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	53,000円
		自宅外通学	60,000円
大学奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	54,000円
		自宅外通学	64,000円
産業教育振興奨学生	国公立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	51,000円
	私立	自宅通学	54,000円
		自宅外通学	64,000円
交通遺児等奨学生	高等学校等	国公立	24,000円
		私立	36,000円
	大学等	国公立	51,000円
		私立	64,000円

3 前項の表に掲げる「自宅外通学」の適用を受ける者の範囲については別に理事長が定める。

4 第2項の奨学金は，無利息とする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

（申請の手続）

第5条 奨学金の貸与を受けようとする者は，奨学金貸与申請書に，次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 奨学生推薦書
- (2) 所得額課税額証明書

- 2 申請に当たっては、次の表の左欄に掲げる者にあつては、右欄に掲げる者を經由しなければならない。

左 欄	右 欄
高等学校等の入学希望者又は進級予定者で入学又は進級後に貸与を受けようとする者	在学する、又は卒業した、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の中等部（以下「中学校等」という。）の長（ただし、県内の市町村立の中学校等においては、さらに、管轄する市町村教育委員会の教育長を經由するものとする。）
大学等の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者	在学する、又は卒業した高等学校等の長
高等学校等に在学中の者で貸与を受けようとする者	在学する高等学校等の長
大学等に在学中の者で交通遺児等奨学金の貸与を受けようとする者	在学する大学等の長

（貸与予約者）

第6条 公益財団法人鹿児島県育英財団理事長（以下「理事長」という。）は、前条の申請書を提出した者（高等学校等及び大学等に在学中の者で貸与を受けようとする者を除く。）の中から専門委員をもって組織する委員会（以下「選考委員会」という。）に諮って、貸与予約者を決定し、入学又は進級前に、それぞれ前条第2項の表の右欄に掲げる者を經由して貸与予約者に通知する。

- 2 選考委員会の組織等については、公益財団法人鹿児島県育英財団奨学生等選考委員会規程の定めるところによる。

（奨学生の採用）

第7条 奨学生の採用は、選考委員会に諮って、理事長が決定する。ただし、前条に規定する貸与予約者を奨学生として採用する場合は、在学証明書等入学を証明する書類の提出を確認の上、これを決定する。

- 2 奨学生の採用を決定したときは、在学する、高等学校等又は大学等（以下「学校」という。）の長を經由して奨学生に通知する。

（誓約書・奨学金借用証書）

第8条 前条の採用決定者については、公益財団法人鹿児島県育英財団の定める誓約書・奨学金借用証書を、在学する学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

- 2 前項書類を公益財団法人鹿児島県育英財団が指定する期日までに提出しなかった場合は、採用を取り消すものとする。

（奨学金の交付）

第9条 奨学金の交付については、前条の提出書類を確認の上、これを決定する。

- 2 奨学金は、理事長が指定する金融機関に設けた奨学生名義の預金口座に振り込む方法により交付する。ただし、特に必要があると認めたときは、在学する学校の長を經由し

て奨学生に交付することができる。

3 交付する時期については、別に定める。

(在学及び進級状況の確認)

第10条 奨学生は、毎学年度、在学する学校の長を通じて、在学及び進級状況の確認を受けなければならない。

(貸与の休止、取消し又は復活)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を休止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 転学（転出）又は転籍したとき。
- (3) 3か月以上欠席し、又は欠席するとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、在学する学校の長が成業の見込みがあると認める場合を除く。）。
- (4) 停学したとき。
- (5) 原級留置又は留学（特別な事情があると理事長が認める場合を除く。）
- (6) 休止の申出があったとき。
- (7) 奨学生として適当でない事実があったとき。

2 奨学金の貸与を休止する期間は、その事実が発生した日の翌月（月の初日に事実が発生したものはその月）から、終了したと確認できた日の属する月までとする。

3 奨学金の貸与を休止された者がその事由に該当しなくなった場合又は転学（転入）若しくは転籍が認められた場合は、奨学金の貸与を復活することができる。

4 奨学生が転学又は転籍した後に、引き続き奨学金の貸与を受けようとする場合は、転学奨学金継続願を転出する学校の長及び転入した学校の長を経て理事長に提出しなければならない。

5 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められるときは、在学する学校の長の意見を徴して、奨学金の貸与を取り消す。

- (1) 第3条に該当しなくなったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 学業成績又は性行が不良となったとき。
- (4) 卒業の見込みがないとき。
- (5) 奨学金の貸与を辞退したとき。
- (6) 第4条第1項に規定する期間満了前に卒業したとき。
- (7) 奨学生が死亡したとき。
- (8) 奨学金の貸与を取り消す必要があると理事長が認めたとき。

(異動事項の届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、その都度、異動届により、在学する学校の長を経て、速やかに理事長に届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができないときは、第一連帯保証人及び第二連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）が届け出なければならない。

- (1) 通学区分を変更するとき。
 - (2) 連帯保証人を変更するとき。
 - (3) 奨学生及び連帯保証人の氏名、住所及びその他重要な事項について変更があったとき。
 - (4) 前条第1項により、奨学金の貸与を休止するとき。
 - (5) 前条第3項により、奨学金の貸与を復活するとき。
 - (6) 前条第5項により、奨学金の貸与を取り消すとき。
- 2 前項の場合において、やむを得ない事情により、奨学生及び連帯保証人が届け出ることができないときは、在学する学校の長が代わって届出を行うことができるものとする。

第3章 奨学金の返還及び返還猶予

(奨学金の返還)

第13条 奨学金の貸与を受けた者は、卒業した日、奨学金の貸与期間が満了した日又は奨学金の貸与を取り消された日から6か月を経過した後、貸与を受けた奨学金を原則月賦で返還しなければならない。

なお、理事長が特に認めた場合は、半年賦での返還を認める。

また、奨学金はいつでも繰上返還できるものとする。この場合において、繰上返還した額は、その返還期日が最終の月賦の額(半年賦の額)に順次充当する。

- 2 前項に規定する月賦及び半年賦の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて同表中欄及び右欄に掲げる額とする。

奨 学 金 の 貸 与 額		月 賦 の 額	半 年 賦 の 額
100,000円以下		1,700円	10,000円
100,000円を超え	200,000円以下	2,500円	15,000円
200,000円を超え	300,000円以下	3,400円	20,000円
300,000円を超え	500,000円以下	4,200円	25,000円
500,000円を超え	700,000円以下	5,000円	30,000円
700,000円を超え	800,000円以下	5,900円	35,000円
800,000円を超え	1,000,000円以下	6,700円	40,000円
1,000,000円を超え	1,200,000円以下	7,500円	45,000円
1,200,000円を超え	1,400,000円以下	8,400円	50,000円
1,400,000円を超え	1,600,000円以下	9,200円	55,000円
1,600,000円を超え	2,000,000円以下	10,000円	60,000円
2,000,000円を超え	2,600,000円以下	10,900円	65,000円
2,600,000円を超えるもの		貸与額の240分の1	貸与額の40分の1

- 3 第1項の規定により奨学金を返還しようとするときは、月賦の場合は、毎月25日（その日が金融機関の休業日の場合は、当該休業日後の最初の営業日）に奨学金の貸与を受けた者が指定する預貯金口座振替の方法によるものとし、半年賦の場合は、理事長が発行する

返還通知書により、毎年6月30日及び12月31日までに、理事長が指定する預貯金口座に納入するものとする。ただし、特別な事情があるときは、直接理事長が指定する預貯金口座へ送金すること又は理事長が指定するコンビニエンスストアから納入することができる。

- 4 口座振替又はコンビニエンスストアによる納付の振込事務手数料は、奨学金の貸与を受けた者の負担とする。
- 5 奨学金の貸与を受けた者又はその連帯保証人（以下「借用人等」という。）が奨学金の返還を延滞したときは、催告をもって第1項の期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
- 6 前項において、借用人等が住所変更の届出を怠る、又は理事長からの催告を受領しないなど、借用人等の責めに帰すべき事由により、理事長の催告が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。

（借用人等の届出）

第14条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。ただし、奨学金の貸与を受けた者が届け出ることができないときは、連帯保証人が届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人を変更するとき。
- (2) 借用人等の氏名、勤務先、住所その他借用証書等記載の事項に変更があったとき。

（返還期限の猶予）

第15条 第13条に規定する奨学金の返還の債務（履行期の到来していないものに限る。次条において同じ。）の履行を猶予することができる場合は、次のとおりとする。ただし、特別な事情があると理事長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 在学中に、貸与期間が満了した場合、又は貸与を取り消された場合は、6か月経過したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (2) 退学又は卒業後、返還開始前に他の学校等へ入学した場合は、返還開始時から、他の学校等を退学又は卒業後6か月までの期間
更に、他の学校等へ入学した場合も同様の期間
- (3) 返還開始後、他の学校等へ入学した場合は、入学したときから、退学又は卒業後6か月までの期間
- (4) 理事長がやむを得ない事情があると認めた場合1年以内。ただし、その事情が継続している場合は、更に相当の期間

- 2 前項による奨学金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、奨学金返還期限猶予申請書に猶予の理由を証する資料を添えて理事長に提出しなければならない。

（返還の免除）

第16条 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 精神又は身体の障害により労働能力を喪失したとき。
- (3) 精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有することとなったとき。

2 前項に規定する免除を受けようとする者（本人死亡の場合は連帯保証人）は、奨学金返還免除願を理事長に提出しなければならない。

（延滞利息）

第17条 奨学金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき額に返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、年3.0パーセントの割合を乗じて試算した金額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

（学校の協力）

第18条 理事長は、奨学生の在学する、又は在学していた学校の長に奨学金に関する業務の協力を求めることができる。

（実施細目）

第19条 この規程の実施について必要な事項及び様式については、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和43年5月2日から施行する。

2 鹿児島県育英奨学資金貸与条例（昭和36年条例第23号）並びに養護施設及び生活保護世帯の児童に対する修学資金貸与条例（昭和37年条例第41号）に基づき、貸費生又は奨学生となっている者は、本財団の奨学資金貸与規程により採用された奨学生とみなし、昭和43年4月分から、奨学金を貸与するものとする。

附 則（昭和60年3月改正）

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月改正）

1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項及び第3項並びに第16条第2項の規定は、昭和61年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和61年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和62年3月改正）

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、昭和62年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和62年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（昭和63年3月改正）

1 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条、第4条第2項の規定は、昭和63年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、昭和63年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成元年3月改正）

1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成元年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成元年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成3年3月改正）

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成3年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成3年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成4年3月改正）

- 1 この規程は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 平成4年度に短期大学奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「短期大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 高等学校長」とあるのは、「平成4年度に短期大学に入学した者で貸与を受けようとする者 | 在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校等又は短期大学」とする。

附 則（平成5年3月改正）

- 1 この規程は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年度に産業教育振興奨学生の採用を決定する場合における改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の適用については、第5条第2項の表中「大学の入学希望者で入学後貸与を受けようとする者 | 高等学校長」とあるのは、「平成5年度に大学に入学した者で産業教育振興奨学金の貸与を受けようとする者 | 在学する学校の長」と、第6条第1項中「高等学校等」とあるのは「高等学校又は大学」とする。
- 3 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成5年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成5年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成7年3月改正）

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成7年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成7年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成9年3月改正）

- 1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成9年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成9年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成10年3月改正）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年10月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第16条の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成11年3月改正）

- 1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成11年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成11年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成12年3月改正）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成13年3月改正）

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成13年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成13年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成14年3月改正）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第2条、第3条及び第4条第2項並びに第3項の規定は、平成14年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成14年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成15年3月改正）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成15年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成15年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成16年3月改正）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月改正）

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第4条第2項の規定は、平成17年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成17年3月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年4月改正）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月改正）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第3条の規定は、平成19年4月1日以降奨学生として採用された者について適用し、平成19年3月31日以前に奨学生として採

用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年 1 月改正）

この規程は、平成20年 1 月17日から施行する。

附 則（平成20年 3 月改正）

1 この規程は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程の規定にかかわらず、平成20年 3 月31日以前に奨学生として採用された者については、なお、従前の例による。

附 則（平成20年 8 月改正）

この規程は、平成20年 8 月29日から施行する。

附 則（平成21年 3 月改正）

この規程は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 4 月改正）

この規程は、公益財団法人鹿児島県育英財団の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年 4 月改正）

1 この規程は、平成26年 4 月1日から施行する。

2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第 2 条第 1 号、第 3 条第 1 号及び第 4 条第 2 項の規定は、平成26年 4 月 1 日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成26年 3 月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

3 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第14条第 3 項の規定は、平成26年 4 月 1 日以降に奨学金の返還を開始しようとする者について適用し、平成26年 3 月31日以前に奨学金の返還を開始している者については、なお従前の例により返還することができる。

4 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規程第17条の規定は、平成26年 4 月 1 日以降に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについて適用し、平成26年 3 月31日以前に奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときについては、なお従前の例による。

附 則（平成27年 4 月改正）

この規程は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成29年 4 月改正）

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 4 月改正）

1 この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団貸与規程は、平成31年 4 月 1 日以降の奨学生として採用された者について適用し、平成31年 3 月31日以前に奨学生として採用された者については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月改正）

この規程は、平成30年11月 1 日から施行する。

附 則（平成31年4月改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月改正）

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の公益財団法人鹿児島県育英財団奨学金貸与規定第17条の規定は、令和3年4月1日以後の期間に対応する延滞利息の額の計算について適用し、令和3年3月31日以前の期間に対応する延滞利息の額の計算については、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月改正）

この規程は、令和7年2月26日から施行する。

別表（第3条関係）

左 欄	右 欄
鹿児島県立川薩清修館高等学校 鹿児島県立薩摩中央高等学校 鹿児島県立鶴翔高等学校	薩摩川内市（里中及び海星中を除く。）、さつま町、出水市、阿久根市及び長島（獅子島中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立霧島高等学校	伊佐市、霧島市、始良市及び湧水町の区域内にある中学校並びに吉田北中、吉田南中、祁答院中及び輝北中
鹿児島県立曾於高等学校	曾於市、志布志市、鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町及び肝付町の区域内にある中学校
鹿児島県立種子島高等学校 鹿児島県立種子島中央高等学校	西之表市、中種子町、南種子町及び屋久島町（金岳中を除く。）の区域内にある中学校
鹿児島県立徳之島高等学校	奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町（与路中及び池地中を除く。）、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域内にある中学校

貸与が終了し、当財団から「奨学金返還明細書」が送付されたときに、内容を確認するための資料となりますから、毎月分を必ず記入してください。

奨学金受領記録

	年度	年度	年度	年度	年度	年度
貸与月額	円	円	円	円	円	円
月	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日	受領月日
4	/	/	/	/	/	/
5	/	/	/	/	/	/
6	/	/	/	/	/	/
7	/	/	/	/	/	/
8	/	/	/	/	/	/
9	/	/	/	/	/	/
10	/	/	/	/	/	/
11	/	/	/	/	/	/
12	/	/	/	/	/	/
1	/	/	/	/	/	/
2	/	/	/	/	/	/
3	/	/	/	/	/	/
合 計	円	円	円	円	円	円
備 考			借用総額 円			
			借用証書 年 月 日 提出			

【問合せ先】

〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10番1号(県庁17階)

公益財団法人鹿児島県育英財団

電話 099-286-5244(直通)

FAX 099-286-5229

ホームページURL: <http://www.kagoshima-ikuei.jp>

鹿児島県育英財団

検索